⑵　政府は、都道府県が医師手当事業を行うに当たり、保険者協議会その他の医療保険者等が意見を述べることができる仕組みの構築について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第二条第二項関係）

⑶　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この⑶において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第二条第三項関係）

⑷　政府は、この法律の公布後速やかに、介護・障害福祉従事者の賃金が他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にあること、介護・障害福祉従事者が従事する業務が身体的及び精神的な負担の大きいものであること、介護又は障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保が要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資すること等に鑑み、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減を図りつつ介護・障害福祉従事者の人材の確保を図るため、介護・障害福祉従事者の適切な処遇の確保について、その処遇の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を機動的に講ずるものとする。（附則第二条第四項関係）

3　経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行う。（附則第三条～第五十九条関係）

◇脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四百十一号）（経済産業省）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年一月五日とすること。

◇脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第四百十二号）（経済産業省）

1　関係政令の整備

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うこと。（第一条から第九条まで関係）

2　附則

この政令は、令和八年四月一日から施行すること。（附則関係）

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第四百十三号）（防衛省）

1　予備自衛官等の招集手続等における電磁的方法の導入

⑴　予備自衛官等が招集に応ずることができない場合の申出について、電磁的方法により行うことを可能にすることを定める。（第八十八条第三項及び第八十九条第三項関係）

⑵　予備自衛官及び即応予備自衛官に対する招集命令書並びに予備自衛官補に対する教育訓練招集命令書の交付について、電磁的方法により行うことを可能にすることを定める。（第九十一条第二項及び第三項、第百二条の五第三項及び第四項並びに第百二条の十一第二項及び第三項関係）

⑶　予備自衛官等が防衛大臣に対して行う各種届出について、電磁的方法により行うことを可能にすることを定める。（第百二条第二項関係）

⑷　その他所要の規定の整備を行う。

2　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

法　律

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年十二月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第八十六号

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律

（気象業務法の一部改正）

第一条　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「及び波浪」を「、波浪及び洪水」に改め、同条中第五項を第九項とし、第四項の次に次の四項を加える。

5　気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条の三第一項の規定により指定された海岸について第一項の規定により高潮の警報をする場合において、水位の変動の状況、堤防、水門等の損壊の状況その他の当該海岸の状況に関する情報を必要とするときは、水防に関する事務を行う国土交通大臣又は関係都道府県知事に対し、当該情報の提供を求めることができる。

6　気象庁は、次の各号に掲げる河川について第一項の規定により洪水の警報をする場合において、水位又は流量の変動の状況、堤防、水門等の損壊の状況その他の当該河川の状況に関する情報を必要とするときは、当該各号に定める者に対し、当該情報の提供を求めることができる。

一　水防法第十条第二項の規定により指定された河川　水防に関する事務を行う国土交通大臣

二　水防法第十一条第一項の規定により指定された河川　関係都道府県知事

7　前二項の規定により情報の提供の求めを受けた国土交通大臣又は都道府県知事は、当該求めに応じて、当該情報を提供しなければならない。

8　気象庁は、前項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たって、特に専門的な知識を必要とする場合には、当該情報を提供した国土交通大臣又は都道府県知事の技術的助言を求めなければならない。

第十四条の二第六項を削り、同条第五項中「第三項まで」を「第四項まで」に、「それぞれ、単独で、」を「同条第一項の場合にあつては単独で、同条第二項の場合にあつては水防に関する事務を行う国土交通大臣及び都道府県知事と共同して、同条第三項の場合にあつては」に、「又は」を「、同条第四項の場合にあつては」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「（昭和二十四年法律第百九十三号）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　気象庁は、水防法第十一条の三第一項の規定により指定された海岸について、水防に関する事務を行う国土交通大臣及び都道府県知事と共同して、水位を示して高潮についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

第十五条第一項中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

第十五条の二第一項中「及び波浪」を「、波浪及び洪水」に改める。